（加速走行騒音の値に係る記号）

⑥　アルファベット「A」(2.1.(1)又は(2)を満たすものであるとき)
　　アルファベット「P」(2.2.(1)又は(2)を満たすものであるとき)

（後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式）

⑦　原動機型式　後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式（過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。）

（後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値）

⑧　近接排気騒音値（dB）　後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第百三号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十二月十三日　　環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
二　普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）の時に協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第二条第八号に規定するものをいう。以下同じ。）第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準（細目告示別添百十二の後付消音器の技術基準をいう。以下同じ。）の騒音防止性能試験を協定規則第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたもの（後付消音器の技術基準（細目告示別添百十二の後付消音器の技術基準をいう。以下同じ。）の騒音防止性能試験を協定規則第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値	二　普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査又は予備検査の時に協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたものに限る。）の走行時の騒音　当該新規検査又は予備検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値

（加速走行騒音の値に係る記号）

⑥　アルファベット「P」　(2.(1)又は(2)に適合するものであるとき)

（後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式）

⑦　原動機型式　後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式（過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。）

（後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値）

⑧　近接排気騒音値（dB）　後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値

改正後	改正前
三　小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音　当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値	三　小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音　当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値